平成28年度事務事業実績評価表

政策No.	3	施策No.	37	事業No.	11 - 24

事務事業名	一時・特定保育促進事業(民間保育所)	会計	一般会計	実施区分	継続
		事業種別	政策	開始	2	終了	

H29作成課等名	子育て支援課	H29係等名	保育係	H28担当課等名	子育て支援課

基本計画上の位置づけ			
	政策	3	健やかに安心して暮らせるまちづくり
	施策	37	子どもを産み育てやすい環境の充実

目的		
	対象(誰・何を)	・民間保育所及び保育所に入所していない児童(保護者) ・認定こども園に在籍する1号認定こども
	意図(どういう状態にするか)	・保育所に入所していない児童を一時的に保育する。 ・1号認定こどもの一時預かりへの質の向上を図る。
	向上させたい上位施策の成果指標	子どもを育てやすい社会環境であると感じている対象者の割合

対象指標	指標名及び単位	28年度数値
	民間保育所数及び認定こども園数(ヶ所)	22
	保育所及び幼稚園に入所していない児童数(人) (0歳～5歳児)	1743

目標	種別	指標名及び単位	27年度計画	27年度実績	28年度計画	28年度実績	備考(指標変更など)
	成果指標	延べ利用児童数(人)	630	13571	13500	38947	
	成果指標	一時・特定保育利用児童数／一時・特定保育利用希望児童数(%)	100	100	100	100	
	定性目標						

事業概要

○一時預かり事業【一般型】
・保育所や認定こども園に通っていない児童を家庭で保育をする保護者等の育児疲れ解消、冠婚葬祭、多様な勤務形態に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所が一時的な保育を実施する。保育の要件を満たしていなくても、一定の金額で一時的に保育所を利用できる。
・平成17年度から、私立保育園全園で一時預かり事業を開始した。
○一時預かり事業【幼稚園型】
・認定こども園に在籍する満3歳以上児及び在籍以外児が、各園が設定する教育標準時間の前後又は長期休業日等に、当該認定こども園において一時的に保育を受ける。平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度により、平成27年度より新設された。
○多様な事業者の参入促進・能力活用事業
・学校法人立以外の認定こども園において、特別児童扶養手当の支給対象である児童(1号認定)の受入ができるよう加配する。

28年度事業内容	事業内容	名称	活動指標
	1 一時預かりの利用人数により、一時預かり担当保育士の人件費を補助【一般型】 2 認定こども園に在籍する満3歳以上児が、教育標準時間の前後等に一時保育を受けた利用人数により、担当保育士の人件費を補助【幼稚園型】	1 (1) 対象園 (2) 利用延べ人数 2 (1) 対象園 (2) 利用延べ人数	1 (1) 15園 (2) 353人 2 (1) 6園 (2) 38,594人

事業コスト	27年度決算額	28年度予算額	28年度決算額	29年度繰越額	特定財源内訳、補足
事業費計(千円)①	23,280	34,248	27,475	0	(国)子ども・子育て支援交付金(1／3) 11,579千円 (県)子ども・子育て支援交付金(1／3) 9,158千円
国庫支出金					
県支出金	15,518	22,831	20,737		
起債					
その他					
一般財源	7,762	11,417	6,738		
人件費計(千円)②	358	0	536	0	
正規職員所要時間	100		150		
臨時職員所要時間					
総事業費①+②	23,638	34,248	28,011	0	

事業内容・目標達成状況の振り返り	認定こども園において教育標準時間の変更があり、幼稚園型の補助金対象園児数が増加した。一時預かり事業は民間保育所の全園で実施しており、国県の補助金も活用しながら、多様化するニーズに対応することができている。

改革改善の考え方		
	①問題点	認定こども園で実施している一時預かり事業【幼稚園型】は、各園が定める教育標準時間の前後の預かりに対する補助制度。各園の教育標準時間の見直しにより、利用児童数が変動し、補助基準額が一時的に増加した。
	②改革提案	一時預かりは保育所に入所していない子育て家庭にとっては必要な保育サービスのため、継続して行う必要がある。